

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合合併助成法	
根拠条項	第6条第1項	
許認可等の種類	推進法人の指定	
法令の定め	農業協同組合合併助成法第6条 農業協同組合合併助成法施行規則第1条、第2条	
審査基準	法令の定めに尽くされているため設定しない。	
標準処理期間	総期間	20日・ <del>日</del> (注: 休日は含まない。)
	経由機関	日・月 ( )
	協議機関	日・月 ( )
	処分機関	20日・ <del>日</del> (北海道 )
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課組合指導係	(電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
申請先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係	(電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係	(電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )	